

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：松之山指定棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

【旧松之山村】

松之山・新山・兎口棚田、光間棚田、水梨棚田、小谷棚田、大荒戸棚田、下川手棚田、上川手棚田、湯山棚田、湯本棚田、天水越棚田、天水島棚田、藤倉棚田

【旧浦田村】

浦田棚田、黒倉棚田

範囲については、別添１のとおり。

2 指定棚田地域振興活動の目標

（１）棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 令和 11 年度まで旧松之山村、旧浦田村における作付面積の現状（280ha）を維持する。
- ・ 令和 11 年度までに、耕作放棄の防止を図るために、農道・水路・農用地の修繕・更新を 10 件以上実施する。
- ・ 令和 11 年度までに、耕作放棄の防止を図るために、水路整備 200m 以上と基盤整備 1ha 以上を実施する。
- ・ 令和 11 年度までに、地域内の水田を維持するために、休耕田に花ハスを 10a 以上植える。

② 担い手の確保

- ・ 令和 11 年度までに、担い手の確保を図るために、農業機械等の共同利用組合を新規に 1 組織設立する。
- ・ 令和 11 年度までに、集落の生活と耕作地の維持に取り組む新規就農者を 1 名以上確保する。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・ 令和 11 年度までに、天水・藤倉棚田防除組合の活動を支援し、ドローンを用いたカメムシの自主防除を 20ha 以上実施する。
- ・ 令和 11 年度 までに、用水確保と品質向上のために、畦塗機を購入し畦畔直しを 300m 以上実施する。
- ・ 浦田地区生産組合が受託しているドローン防除を支援し、令和 11 年度までに 25ha の防除を実施する。

- ・ 作業受託組合の体制強化のため、農機等を導入し、令和 11 年度までに農機オペレーターを新たに 1 名確保する。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・ 令和 11 年度までに、松里地区の棚田米の直販を行う「松里棚田米の会」の活動を支援することで、棚田米を 900kg 以上直販する。

② 自然環境の保全・活用

- ・ 自然環境の保全意識の啓発に向けて、令和 11 年度まで、生き物調査・外来生物駆除活動を年 1 回以上実施する。

③ 鳥獣被害防止対策

- ・ 令和 11 年度までに、獣被害対策機材（電気柵、わな、現場ラジオ等）を購入して農家に貸し出し、黒倉棚田の被害面積を現状の 3ha から 1ha に減少させる。
- ・ 令和 11 年度までに、地域内の鳥獣害に対応するために、狩猟免許取得者を 1 名以上獲得する。
- ・ 令和 11 年度までに、鳥獣被害の防止を図るため、電気柵、わな、現場ラジオ等の対策機材を 20 基設置する。
- ・ 鳥獣被害対策として、令和 11 年度までに、IoT 通報システムを組み合わせたわなの導入などにより、従来は毎日行ってきた見回り頻度の 3 割削減を図り、作業負担の軽減を実現する。

④ 良好な景観の形成

- ・ 令和 11 年度までに棚田地域の景観整備のために桜を 10 本植樹する。

⑤ 集落機能の強化

- ・ 令和 11 年度までに、集落の除雪組織の作業負担軽減と活力低下防止のため、必要な機械を整備して集落内の主要道および住居からのアクセス道の除雪を担う 1 除雪組織の体制を維持する。
- ・ 令和 11 年度までに、集落の除雪組織の作業効率化と負担軽減を図るために、除雪機等を購入し、集落内 10 戸の住居から道路までのアクセス道の除雪を行う。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 令和 11 年度まで、新潟大学と年間で 10 回以上の棚田農業体験を実施し、交流を継続する。
- ・ 令和 11 年度までに、つなぐ棚田遺産に指定された「留守原の棚田」にて、都市住民が参加する農用地の管理作業を年 1 回以上実施し、交流の拡大を図る。

- ・ 令和 11 年度までに、空き家を改修した交流施設を整備し、黒倉産蕎麦を利用した蕎麦打ち体験参加者を 20 人以上獲得する。
- ・ 令和 11 年度までに、宿泊交流施設「花立」で棚田地域での生活や棚田作業等が体験できるプログラムを新たに年平均 1 回以上実施する。

② 棚田米を活用した 6 次産業化の推進

- ・ 令和 11 年度までに、黒倉産米を利用した味噌作りを維持するために、老朽化した麴加工設備を更新し、味噌の製造量を 400 kg から 600 kg に増量する。
- ・ 令和 11 年度までに、美人林の直売所で、棚田地域の農産物等を利用した扱い商品を 1 商品追加する。
- ・ 令和 11 年度までに、美人林の直売所で、棚田地域の農産物等を利用した商品の会員制通販の機能を追加し、5 商品の販売を開始する。

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容 以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 旧松之山村、旧浦田村の作付面積の現状 (280ha) を維持する。
- ・ 農道・水路・農用地の修繕・更新を 10 件以上実施する。
- ・ 水路整備 200m と基盤整備 1ha 以上を実施する。
- ・ 休耕田で花ハスを栽培する。

② 担い手の確保

- ・ 天水島棚田・天水越棚田・藤倉棚田において、農業機械等の共同利用組合を新規に 1 組織設立する。
- ・ 地域おこし協力隊等の制度を活用して、集落の生活と耕作地の維持に取り組む担い手を 1 人以上確保するため、営農指導・販売支援や住居確保支援を行う。

③ 生産性・付加価値の向上

- ・ ドローンを用いたカメムシの自主防除を 20ha 以上実施するために、天水・藤倉防除組合の活動を支援する。
- ・ 畦塗機を購入し畦畔直しを 300m 以上実施する。
- ・ 浦田地区生産組合の機材メンテナンス経費や保険料等を助成し、ドローン防除 25ha 実施を支援する。

- ・ 作業受託組合の体制強化のため、農機等を新たに導入し、農機オペレーターを新たに1名確保する。

2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給促進

- ・ 棚田米を900kg以上直販するために、販促経費を助成するなど「松里棚田米の会」の活動を支援する。

② 自然環境の保全・活用

- ・ 棚田地域の生き物調査・外来生物駆除活動を年1回以上実施する。

③ 鳥獣被害防止対策

- ・ 鳥獣害対策の機材を購入し農家に貸し出す。
- ・ 狩猟免許新規取得者を増やすために取得経費を助成する。
- ・ 地域内の鳥獣被害対応の活動を支援するために活動経費を助成する。
- ・ 鳥獣害対策として電気柵、わな等の機材を設置する。
- ・ 鳥獣害対策として、わなの運用負担を軽減するため、IoT通報システム等の機材を導入する。

④ 良好な景観の形成

- ・ 旧黒倉分校跡地に桜を10本植樹する。

⑤ 集落機能の強化

- ・ 集落内主要道路と住居からのアクセス道の除雪を担う除雪組織に必要な機械を整備し、除雪作業の負担軽減と活力維持を実現する。
- ・ 集落の除雪組織に除雪機等を貸与し、集落内住居から道路までのアクセス道の除雪を行う。

3) 棚田を核とした棚田地域の振興

① 棚田における都市交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 新潟大学と、稲作実習、集落行事や交流催事などの棚田農業体験を実施し、交流を継続する。
- ・ つなぐ棚田遺産をきっかけとした交流の拡大を図るために、留守原の棚田にて、田植え、稲刈りなど、都市住民が参加する農用地の管理作業を年1回以上実施する。
- ・ 交流施設として空き家を改修し、体験と交流イベントを実施する。
- ・ 宿泊交流施設「花立」を更衣・休憩・交流会場として活用し、田植え、稲刈りや郷土料理講習など棚田地域での生活や棚田作業等の体験受け入れを支援する。

② 棚田米を活用した6次産業化の推進

- ・ 発酵食品を製造する山鳩グループの麴加工設備を更新し、味噌の製造を増量させる。
- ・ 美人林の直売所で、新たな扱い商品を追加し、販売を開始する。
- ・ 会員制通販の仕組みを構築し、顧客を募集する。
- ・ 会員制通販に適した商品（棚田地域の農産物等を利用した日本酒、米、山菜、イチジク、木工品等の商品）を開発して販売する。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記Ⅰに掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

松之山棚田地域振興協議会は十日町市、農業者、農業者団体、地域住民、NPO法人、商業・観光業・建設業関係団体、一般住民団体で構成。参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

６ その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項